

# 川崎の男女共同社会を **すすめる会通信** No.200

●連絡先 藤井光子 [hymico@me.com](mailto:hymico@me.com) ☎&FAX 044-944-7872 ●発行日2020年1月15日  
〒214-0003 川崎市多摩区菅稲田堤3-8-2-503 ●HP <http://web-k2.jp/ssk1985/>

すすめる会発会35年  
通信発行200号特集

## 世代をつなぐフェミニズム

和光大学名誉教授／山川菊栄記念会代表 井上輝子

昨年10月、「女性解放をめざした先輩たちと出会う～フェミニズムを引き継ぐために」と題して、「婦人問題懇話会（会報）」ブックトークを開催した。90代から60代の婦人問題懇話会（1962-2001）の元会員たちと、40代から20代の若い世代が、「会報」を材料として語りあった。参加者は予想外に多く、300名近かった。樋口恵子さんや井上の1960年代、70年代の女性の状況や運動についての体験談に、若い世代が耳を傾け、共感してくれたことはうれしかったが、「思いは受け継がれているが、問題は解決していない」という、若い世代の発言が印象に残った。

翌11月には、新婦人協会発足100年記念のつどい「女性たちが社会を動かし、法律を変えた」が開かれ、150名が参集した。平塚らいてうや市川房枝らによる新婦人協会が、大正期に署名運動等を通じて、女性の政治集会への参加などを禁じた治安警察法を改正させたこと。協会は3年ほどで解散したが、その後の女性参政権獲得運動や消費者運動等につながったことな

どが話され、「自分たちが動けば社会が変わる」実感を若い世代に持ってほしいと訴えた。いずれも、年配世代が企画し、若い世代にフェミニズムの引き継ぎを呼びかけた集会だったが、それを受け止める若い世代が登場してきたことも確認しておきたい。

アメリカで始まった動きに触発されて、日本でも#Me Too、#With You など、性暴力の被害者に寄り添い、加害者を告発する運動が広まった。伊藤詩織さんの告発に勇気を得て、声を挙げる被害者も次々に現れ、各地でフラワーデモが展開されている。また、職場で女性だけにヒール・パンプスを強制する差別的慣行の見直しを迫る#KuToo（苦痛）運動も始まっている。年配者とは違う、新しい感覚とツールを持って、自らフェミニストを名乗って活動する若い女性が、急増している。2019年は、フェミニズムが、世代を超えて着実に引き継がれつつあることを実感できた年であった。

## 頌春 すすめる会発足35年に

1985年にすすめる会が発足して今年の1月で35年。発会当初は行政と市民が車の両輪として「男女共同社会をめざす」団体として活動。1998年、その後の社会変化の中ですすめる会は市民グループとして再出発しました。新たに発行を始めた「すすめる会通信」も発刊200号を迎えます。そこで、これまで関わりのあった9名の方々にお願いして、ジェンダーや非正規雇用の問題について論じていただきました。

### 2020年度 第37回総会のご案内

日時 4月25日(土)13:30~16:00

場所 すくらむ21 多目的室

#### ◆第1部 第1部 総会

- ・2019年度 活動報告／活動のまとめ  
会計報告／会計監査報告
- ・2020年度 活動計画案／予算案など

#### ◆第2部 講演 講師交渉中

200号おめでとうございます。地道な努力を積み重ねられた皆様に心から敬意を表します。しかし、現在の日本社会はまだ男女平等が進んでいないとは言えません。これからが正念場だと思います。というのも世界の女性の男女の格差を比較しているものによると日本はG7の中で最低で世界の国々の中でも121番目（2019年度）だそうです。どんどん取り残されています。（2018年度は110位）

しかし、私は川崎の男女共同社会をすすめる会に最初から学んできた者の一人として、そうした現実を変えていくエネルギーをひたひたと感じてきました。

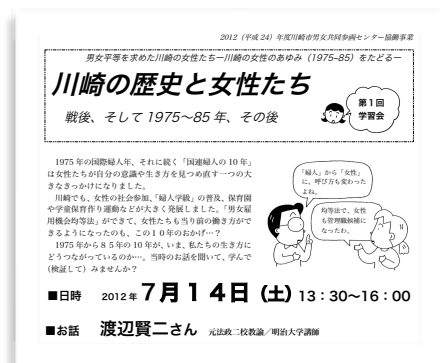
川崎は女性も学ぶ成人学校の発祥の地でした。そして第1回世界母親大会にカンパで菅原

絹枝さんを送り出し、母親運動も長く続けられました。小児麻痺を防ぐワクチンを求める取り組み、保育園の設置を求める運動など全国に先駆けた運動をしてきた地域でした。その後も1975年の国際婦人年には900人27団体を結集し「国際婦人年川崎の集い」を成功させました。

こうした女性のエネルギーがその後も実を結び、川崎の男女共同社会をすすめる会の多様な活動が展開されてきました。そうした成果が「川崎の女性に歩み」I・IIに詳しくまとめられています。

今こそ、そうした歴史に学びながら、歴史を若い女性たちに伝えると共に、若い人たちがその感性を大切に、一日も早く男女平等社会が実現できるように頑張ってくださいと思います。

— 「国連婦人の10年」の最終年を迎え1985年1月19日「川崎の男女共同社会をすすめる会」が産声をあげた。川崎市の女性にとって、これまでの活動を集大成し、男女の力を結集して21世紀を展望した「真の男女共同社会をめざす」ことを目的として、ここに市内の団体グループ・個人が組織されたのである—（1985.3 川崎の女性No.10より）



↑渡辺先生を招いて学習会 2012.7

## 設立35年・通信200号おめでとうございます

川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）館長 野村 幸平

川崎の男女共同社会をすすめる会設立35周年・すすめる会通信発行200号達成、誠におめでとうございます。貴会は、市内における男女共同参画の拡大・推進の出発点でもあり、皆さまの活動を通じてセンター設置、条例制定などの多大な功績を残され、また、さまざまな視点と多彩な切り口や手法を用いて、市民の皆さまと意識啓発に長い間、事業を通じて実践されてこられました。この35年の間に、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等をはじめとしたさまざまな分野での法律の制定・改正による整備が進んできました。さらに、複合的・重

層的な社会課題に名前が与えられ、注目が集まりつつ、関連する問題も明らかになってきました。一方で、女性の地位の向上もまだ途上の段階であり、完全な男女平等の実現にはまだ遠い状況です。そうした中で当センターも、すすめる会の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、それぞれの役割を果たしながら、連携・協働の意識を持って、前を向いて共に歩みを進めていきたいと考えております。改めまして心よりお祝いを申し上げますと共に、これからの益々のご発展をお祈り申し上げます。

私は4歳になる娘がいる父親です。早速ですが、2020年は大変重要な年です。それは何故か。『刑法性犯罪規定の見直し』の年だからです。2017年、110年ぶりに刑法性犯罪規定が大幅に改正されました。①被害者が女性に限られなくなり、②懲役刑の下限が3年から5年となり、③被害者の告訴がなくても起訴できるようになり（非親告罪化）、④同居する親などが18歳未満の子どもと性交すればそれだけで罪となる「監護者性交等罪」が新たに創設されました。しかし、未だに多くの課題が残り、その積み残された課題は「3年後に見直す」と決められました。

では「積み残された課題」とは何か。2019年3月、性暴力事件の裁判が4件相次いで行われ、それらすべて、加害者とされた男性は無罪とされました。事件の詳細を知ると、怒りが湧いてきます。とくに岡崎地裁判決で、実の娘が中学2年生の頃から暴力を伴う性行為を強いていた父親が無罪となったことは、社会に大きな衝撃を与えました。

性暴力被害当事者、支援者の団体である一般社

団法人Springは、以下の4点を訴えています。①公訴時効を撤廃すること、②「不同意性交等罪」を創設（暴行脅迫要件の撤廃）すること、③性交同意年齢を13歳未満から16歳未満へ引き上げること、④地位関係性を利用した性行為に処罰規定を設けること、です。

いまの刑法では、レイプ被害にあっても、加害側が被害者に対して抵抗できないほどの暴行や脅迫を行っていた、と認められなければ罪になりません。しかしレイプ被害をうける際、被害者は恐怖で凍り付き（フリーズ）が起り、抵抗できなくなる割合が多いといわれています（スウェーデンの調査では被害者の70%）。それなのに「抵抗しなかったのだから同意していたと思われてもしょうがない」「抵抗しなかった方が悪い」とされてしまいます。

私は精神の病気や障害（生きづらさ）を抱えた方々の支援を仕事でしていますが、過去に深刻な性暴力被害を受けて、PTSDや依存症を発症して長く苦しんでいる方も少なくありません。2020年、刑法性犯罪規定改正にむけた議論がすすむことを切に願います。



## すすめる会のみなさま あけましておめでとうございます

NPO法人かながわ女性会議 理事長 吉田洋子

いつも意味のある講座などにお誘いいただきありがとうございます。非正規シングル女性の問題など大変関心が持てるテーマでした。

このたびかながわ女性会議元理事、中央大学教授広岡守穂さんが、学生たちとまとめた「社会が変わるとはどういうことか」（有信堂1800円）を出版しました。その中の第3章「男女共同参画政策とかながわ女性会議」は吉田が担当し、私なりの取り組み方でかながわ女性会議の

活動をまとめた内容です。女性会議とともに駆け抜けてき自分の半世紀を思い出して書いています。講座を共催させて頂いているすすめる会の皆さまにもお読みいただければ幸いです。

本のタイトルは「社会が変わるとはどういうことか」ですが私たちとしては「社会を変えるとはどういうことか」とも捉えたいと思います。

今後もお互いの活動を刺激しあって社会を変えていきましょう。

## NPO法人ワーカーズネットとすすめる会との 協働について

川崎北合同法律事務所・弁護士 林 裕介

私が理事を務めますNPO法人ワーカーズネットかわさきでは、弁護士や労働組合員などによる街頭労働相談や、ワークルール(労働法)セミナーの開催など、働く方のための総合的なサポート活動を行っています。その中で、女性の働き方など様々な分野において、すすめる会の皆様と協働させていただいています。

現在、非正規雇用が常態化していますが、その雇用形態で働く方の大半は女性です。その背景には、性別役割分業的な考えのもと女性が家事を担うことが多く、結果、女性がフルタイムで働くことができないという要因や、シングルマザーとなった方が育児のために非正規雇用を選択せざるを得ないという要因など、様々な事由が存在します。このように、女性が非正規雇用を選択する(または選択せざるを得ない)理

由には、様々な社会的背景が関係しています。

働く方の支援活動を行うにあたり、既に具体的な問題(雇止めにあったなど)に直面している方のサポートは当然重要ですが、他方で、それのみでは不十分です。つまり、問題の社会的な背景や現在の労働者が置かれた現状を正確に把握し、そのうえで、政策提言などを行うことで、雇用を劣化させている社会的要因を打ち破ることも、働く方の支援活動として、非常に重要なのです。そのような点において、すすめる会の皆様や、その企画されるイベントから、様々にお知恵や情報を頂き、日々の活動に活かしています。

男女が働きやすい社会を作っていくために、今後も、協働をさせて頂ければと思います。よろしく願いいたします。

### 女性の社会参加を広げるために

#### 私の中の男女共同参画

すすめる会 会員 古徳藤枝

子育ての期間を除いて殆ど社会とかかわってきたと言える。地域で仕事ボランティア活動をしながら、市の主催する生涯学習を最大限利用して、めまぐるしく変化する社会に対応してきた。地域から行動半径を拡げ新設の中小企業・婦人会館で催された「川崎の豊かな教育と文化を考えるつどい」「婦人の明日をひらく市民のつどい」「市長と語る女性のつどい」等に参加した。多くの有用な人々と出会い、それぞれから意見表明あり、なかでも当時は唯一人の女性市議、大貫和子さんからの要望でそれまでバラバラだった窓口の一本化、婦人室の実現につながったと記憶している。

男女共同社会をめざす計画が発表され、すすめる会の発足を見ることが出来た。六つの部会が発足し、中婦の一室を市から無償貸与され、女性センターが出来るまで活動の拠点として利用することが出来た。

私は社会参加部会と高齢者部会で活動することに決めた。まず、政策決定の場に女性がどのくらい参加しているか、女性のいない審議会がどの位あるかについて、中原の公文書館へ赴き各種審議会の名簿をコピーして検討した。開館して間もな

1975 市長と語る女性のつどい  
1980~83 婦人の明日を開く市民の集い(4回開催)  
1983 川崎市市民局に婦人室設置  
1983 男女共同社会をめざす計画策定委員会発足

く、暇な職員から紅茶のサービスを受けて、浅井さんと恐縮したことが忘れられない。部会の最初の部長は珍しく若い市職の尾形陽子さんが担って下さり、金木さん、飯塚さん、渡辺さん、沢村さんと続き、木下さんも熱心に、異色の存在である指圧師の山口徳蔵さん、そして唯一の子連れで新鮮な新垣さんも熱心に参加され、かながわ女性会議の行事にもご一緒した。

新年度になると婦人室へ赴き情報や、人材リストも提供して頂くようになった。また中央で開催される男女共同社会に向けての集会や、地方で開催された「やまがた女性会議」への参加の機会にも恵まれ、行政を身近に感じる契機になりました。

高齢者部会では、橋本さん同道で参加された井上房江先生とは深くかわりを持つことができ、理想とする高齢社会の実現のための市との交渉など間近に見聞きして、意義ある他者となって頂いた。

最後に、何にもまして現在すすめる会を牽引して下さっている幹事の方々のエネルギー、たゆまぬご尽力には、敬服し感謝するばかりです。

## 怒りを持ち続けるということ

～「非正規職シングル女性の現状とこれから」に参加して～

首都大学東京大学院人文科学研究科 博士前期課程 菊池悦子

私は10月27日に行われた、「非正規職シングル女性の現状とこれから」に参加した。その時間は私にとって非常に有意義なものだった。非正規職の女性たちの置かれた状況に改めて怒りを覚え、しかしその「怒り」こそが私の原動力なのだと再認識する機会となった。

自己紹介を兼ねて自分についてお話しさせていただく。私は1976年生まれの「就職氷河期世代」であり、高卒後働き始めてから38歳で大学に入るまで、非正規の販売職を転々とした。シングルであっても実家に住んでいたからなんとか生活出来ていたものの、親が死んだらどうなってしまうのか、いつも不安に思っていた。そして結婚も出来ず、一人で暮らせる収入も満足に得られない自分を、とても恥ずかしく感じていた。

今回の講座の中では、いかに「自己責任」と

いう言葉が非正規職シングル女性を苦しめてきたのかが語られていた。しかし、飯島さん、茂木さんが共に述べられていたように、「男性稼ぎ主モデル」を前提とした社会構造抜きに非正規職シングル女性の置かれた苦境を説明することはできない。

茂木さんは涙を浮かべ、福祉関係者から心の慰めである自宅を売るように迫られた女性について、「自己責任であるのなら福祉や税金の意味はどこにあるのか」と怒りを込めてお話しされた。その「怒り」に心を打たれた。

私は今年大学院に進学した。非正規職シングル女性の苦しさは「自己責任」なんかではないという「怒り」を忘れず、少しでも思いを代弁できる研究をしたいと願っている。

今回の講座に参加して、その思いを新たにした。



「非正規シングル女性の  
現状とこれから」に  
参加されたお二人に書いてい  
ただきました

### 女性の非正規労働者が置かれる状況について

上智大学フランス語学科 花光美保

10月の講座で印象に残っているのは、女性の貧困が本当の意味で可視化されていると言えるのかどうか、という点です。「未婚」「女性」「貧困」といったキーワードで記事を検索すると、貧困がセックスワークに結び付けられることがあります。ですが、それが貧困の根本的な原因なののでしょうか？女性の貧困が家族のセーフティネットの機能や男性稼ぎ主モデルといった家父長的制度が崩壊したことによるものであるという構造的な問題として認識されていない、と考えています。また、講座のゲストスピーカーの茂木さんが、非正規職のシングル女性の当事者意識が低く、役所が提供するセーフティネットを知らないというお話も憂慮すべき点です。結婚していない人々へ公的サービスがいかにアウトリーチするのか、そのサービス

があからさまな「支援」にならないようにするにはどのような内容の施策が有効なのかを考慮するべきではないでしょうか。

民間給与実態調査によると、女性の非正規労働者の年収は、男性が229万円、女性が150万円となっており、性別による賃金差別は深刻です。それに加えて注目すべきなのは、過去25年間で非正規労働者数が男女共に増加しているということです。稼ぎ主として社会から期待される男性が、自身の生活すらままならないにも関わらず、いつまでも性別役割分業観に縛られた賃金・産業構造を変えることが必要ではないでしょうか。そのような改革を表面的にしないために、家族や労働に包摂されない人々の生きづらさを当事者目線で知ることが求められると考えます。

## 女性ニュース

### ・川崎・差別根絶条例成立

12月12日、川崎市議会本会議は全会一致で「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（差別根絶条例）」が可決成立した。この条例はすべての市民が差別を受けることなく暮らせるまちづくりをうたい、国籍や人種、性的指向、出身、障害などを理由にしたあらゆる差別的取り扱いを禁じた。ヘイトスピーチについては、市の勧告、命令に従わずに3回目の言動が認められた場合、氏名を公表し、捜査機関に告発する。検察に起訴され、刑事裁判で有罪になると最高で50万円の罰金が科せられる。12月16日公布、罰則規定は条例が全面施行される来年7月1日から適用される。

### ・女性の職業意識調査

12月15日内閣府が発表した「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、女性が職業を持つことに対する意識の質問で「子どもができてもずっと職業を続けるほうが良い」との回答は61.0%に達した。

調査を開始した1992年以来の過去最高。前回調査の2016年より6.8%増えた。

「子どもができたなら離職し、大きくなったら再び働く方が良い」20.3%（23.4%）、

「ずっと職業を続けるほうが良い」との回答の男性58.4%、女性63.8%。

育児を配偶者とどのように役割分担したいか聞いたところ「半分ずつ分担したい」が56.6%でトップ。調査は今年9月、全国で18歳以上の5000人を対象に面接で実施。回答率は52.9%だった。

### ・伊藤詩織さん勝訴

12月18日、東京地裁は「酩酊状態で意識のない伊藤さんに合意がないまま性行為に及んだ」と認定し、元TBS記者の山口敬之（53）に300万円の支払いを命じた。準強姦容疑で警視庁に被害届を出したが、東京地検は16年7月に不起訴とした。東京第6検察審査会も17年9月不起訴と議決。山口氏が伊藤さんの告発本で名誉侵害と賠償を求めた裁判は「公表内容は真実で名誉棄損に当たらない」と棄却された。

### ・女性活躍職場の後押し

1月10日、川崎市は中小企業やNPO法人などを対象とした市独自の認証制度「かわさき☆えるぼし」の贈呈式を市役所で行った。2019年度は19企業団体に認証書が贈られた。

国は16年度に女性活躍の推進企業を認定する「えるぼし」制度を導入したが、中小企業にはハードルが高かったため市は昨年度、長時間労働の是正で女性が働きやすい職場づくりをすすめていることや過去3年間で管理職に占める女性の割合が増加しているといった基準で判断する独自制度を創設、認証機関は2年で更新は可能。初年度は24社を認証した。

### ・養育費などの見直し

12月23日、最高裁の司法研修所は、離婚後に支払う子どもの養育費算定表を16年ぶりに見直すことと発表。現行法は2003年作成で「低額すぎる」と見直しを求める声が多かった。

ひとり親控除、男女公平に、2020年度税制改正で政府与党は離婚・死別などでひとり親になった場合の所得税の控除額を男女同額の35万円、所得制限も女性でも500万円をこえると対象外に。

DV別居でも遺族年金支給に、厚生労働省が日本年金機構に10月3日改善指示していた。

### これからの活動

2020年2月3日(月)幹事会10:00すくらむ21

3月14日(土)協働事業報告会13:30～

すくらむ21

### 活動日誌

2019年11月24日 通信印刷・発送

11月28日(木)ワークルール講座参加

12月1日(日)すくらむ21講演会参加

「縁を紡いだ仕事人生」仁科淳子さん

12月2日 幹事会14:00～ すくらむ21

12月9日(月)ワーカーズネットかわさき

運営委員会参加

12月18日(水)ワークルールカフェ参加

12月25日 幹事会10:00～ すくらむ21

2020年1月10日 幹事会10:00～すくらむ21